

申請不要となる範囲の拡大など、運用を見直しました！

国土地理院の地図の利用手続 <令和元年12月に改正した主な点>



1. 申請不要となる範囲の拡大

下記の場合は、申請不要となります

- ・書籍・パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）
- ・緯度経度等の位置座標のない成果品の作成（管内図、ハザードマップ等の「国土の管理に関わる地図情報」を作成する場合など一部の場合は除く）

2. 承認基準の見直し

従来、基本測量成果（基盤地図情報を除く）を何ら手を加えずにそのまま複製すること（デッドコピー）は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず地理院タイル等の国土地理院の Web サイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。

Q&A

よくある質問

1. 基本測量成果に該当しない地図等を利用する場合、申請は必要ですか？

- ➡ 基本測量成果に該当しない地図等は申請不要です。出典明示でご利用頂けます。
例：地理院地図の空中写真や基本測量成果以外の地理院タイル、地図・空中写真閲覧サービスの地図や空中写真、地理院地図 vector、デジタル標高地形図（技術資料）、地図記号

2. 国土地理院サーバー上の地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイト等を作成する場合、申請は必要ですか？

- ➡ リアルタイムでの読み込みは、出典の明示のみで申請不要です。出典は、「国土地理院」、「地理院タイル」等と記載していただき、地理院タイル一覧ページ（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）へのリンクを付けてください。

3. 申請が不要な組織内の利用範囲とは？

- ➡ 不特定多数ではなく限られた組織の内部を指します。
例：一つの学校内や同じ会社内のみの利用、組織内のみのイントラネットの利用や社員のみが使用する内部システム（外部へ公開・提供（配布）はしない）

4. TV 番組、CM、YouTube 等の動画配信で地図等を利用する場合、申請は必要ですか？

- ➡ TV 番組や動画配信で利用する場合は、申請不要です。

5. 教科書や副読本で地図等を利用する場合、申請は必要ですか？

- ➡ 教科書や副読本（書籍）に利用する地図が見開きページに収まる場合は、申請不要です。
ただし、一枚ものの地図、地図帳、折込み地図・付録の地図は申請が必要です。

6. 工事の発注資料に添付する概略範囲を示す位置図として地図を利用する場合、申請は必要ですか？

- ➡ 発注資料に添付する概略を示す位置図等であれば申請不要です。

7. 測量法第 29 条又は第 30 条の承認を得た成果品を更に複製・使用する場合（二次利用）、申請は必要ですか？

- ➡ 承認を得た成果品の利用については、前提として承認を得た者からの許諾が必要です。複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合は、裏面の利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合は、申請不要です。

8. 申請書に押印は必要ですか？

- ➡ 申請書への押印は不要です。

9. 承認にかかる期間はどれくらいですか？

- ➡ 申請書到着後 7 日～14 日程度です。ただし、書類に不備がある場合はそれ以上の期間を要する場合があります。

10. 申請者は誰になりますか？

- ➡ 29 条申請は複製機関、30 条申請は測量計画機関もしくは作業機関からの申請となります。また、申請者は代表者名で申請してください。

11. 申請手数料はかかりますか？

- ➡ 手数料はかかりません。

【地図の利用手続パンフレット】

国土地理院の地図は 防災・減災をはじめ、 あらゆる場面で利用できます



ハザードマップや 3 次元都市データなど

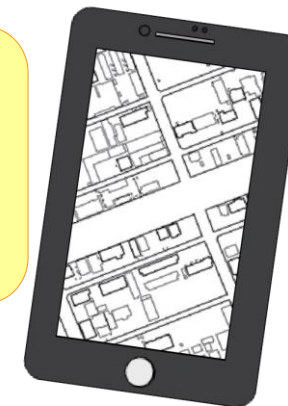


地図帳など



国土地理院へ 申請は必要？

フローで確認しよう！



カーナビ・GIS・アプリなど

国土地理院の地図等の基本測量成果を利用するときは

- ① 測量法第 29 条、30 条に基づき承認申請が必要な場合
- ② 出典の明示だけで良い場合 があります。

ご利用頂くための手続

令和元年12月の利用手続改正以降、申請不要の範囲が広がっています

1. 申請の要否確認

申請不要の場合、
出典明示でご利用頂けます

2. 申請

3. 承認

4. 成果の提出

「地図の利用手続ナビ」

申請要否の確認にご利用ください

[https://service.gsi.go.jp/
onestop/navi/index/](https://service.gsi.go.jp/onestop/navi/index/)



「ワンストップサービス」

オンライン申請も利用できます

<https://service.gsi.go.jp/onestop/>



※詳しくは、「測量成果の利用手続に関するページ」<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

お問い合わせ先：地理空間情報部 情報企画課 審査係

〒305-0811

茨城県つくば市北郷1番 電話 029-864-4150

E-mail: gsi-tsu6f-fukusei@gxb.mlit.go.jp

国土交通省国土地理院

国土地理院の地図の利用手続フロー

START フローを順に進み **申請不要** となった段階で申請は必要ございません。

Q1 下記のいずれかの地図等（基本測量成果）を利用しますか？

基盤地図情報（基本項目・数値標高モデル等）	電子地形図25000	100万分1日本、500万分1日本とその周辺
地理院地図(タイル)（標準地図・淡色地図・English等）	数値地図（国土基本情報）・（国土基本情報20万）	旧版地図、空中写真
電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」	2万5千分1地形図、5万分1地形図	
湖沼データ、火山基本図データ	20万1地勢図、50万分1地方図	▶ 記載のない地図については、国土地理院ウェブでお調べいただくか、お問い合わせください。

Q1 基本測量成果に該当しない地図等

- ・国土地理院のHPで提供している空中写真
- ・基本測量成果以外の地理院タイル
- ・デジタル標高地形図等の技術資料

YES

Q2 作成する成果品は、地図としての利用を想定していますか？

Q2 地図としての利用を想定していない例

- ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
- ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

YES

Q3 成果品を不特定多数の者に提供しますか？

Q3 不特定多数に提供しない例

- ・私的利用
- ・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- ・論文、試験問題に利用
- ・一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）

YES

Q4-1 作成する成果品が測量成果としての正確さを要しますか？

Q4-1 測量成果としての正確さを要しない例

- ・博物館等における展示物として利用、看板として利用
 - ・テレビ番組、ニュース番組、アニメ、ドラマ、動画配信等で利用
 - ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）（**右ページ「※注1」参照**）
 - ・地図が見開きページに収まる書籍、冊子（ガイドブック、新聞、広報誌等）
- ※Q4-3①国土の管理に関わる地図情報に該当しても、見開きページに収まる場合は申請不要

YES

Q4-2

作成する成果品に「位置座標」はありますか？

（**右ページ「※注2」参照**）

YES

Q5 利用の形態は、以下の複製または使用のどちらに該当しますか？

複製（測量法第29条）

- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない

使用（測量法第30条）

- ・基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成
- ・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成

複製承認申請
（測量法第29条）

使用承認申請
（測量法第30条）

※どちらに該当するか不明の場合はお問い合わせください。

*1 出典明示について

国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

※この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。

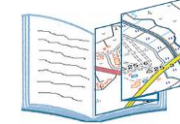
左ページ「国土地理院の地図の利用手続フロー」の注釈

※注1 Q4-1

書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）について

- ▶ **書籍・冊子（綴じた書物）・パンフレット（複数ページを綴じたもの）等の場合**
地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なします。
- ▶ **リーフレット（一枚あるいは折りたたみ式の印刷物）・折りたたみパンフレット・チラシ（一枚刷りの印刷物）の場合**
リーフレットの片面の半分以上が地図の場合は、折込み地図と同等とみなします。（製品タイトルでいえば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図面集」などの多くが該当します。）
- ▶ **ウェブサイトの場合**
「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等をいいます。

折込み地図・書籍の付録等
（見開きを超える地図）



地図単体を
表示するサイト

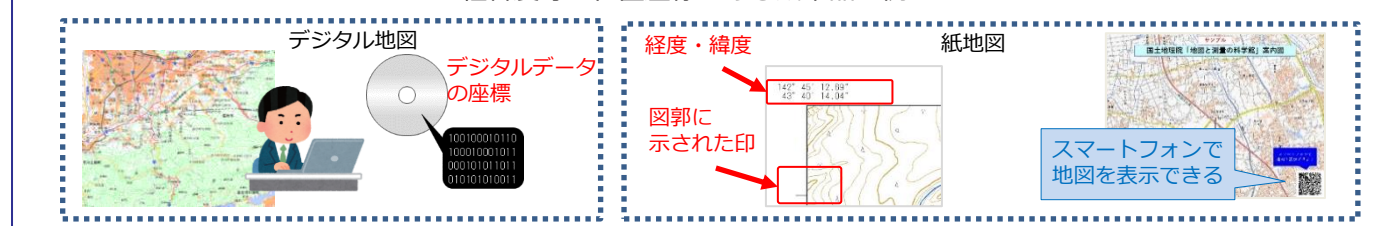


※注2 Q4-2

「位置座標のある成果品」とは？

- ▶ 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます。
- ▶ 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するための URL の情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを記した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像なども「位置座標のある成果品」と扱います。
- ▶ ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果品」です。

経緯度等の位置座標のある成果品の例



※注3 Q4-3①

「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは？

種類	「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳 等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基盤図及び基礎調査の公示図書 等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険個所情報、〇〇山火山防災対策 等
各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報	〇〇港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書
(道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー（原油、天然ガス、電気（原子力・火力発電 等））、教育 等）	

種類	「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない例
文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係 等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図 等

※注4 Q4-3②

「国土地理院の地図に記載されているものを実質的に異なる表記に変更している場合」とは？

実質的に異なる表記に変更している場合の例
・注記（地名）の修正 ・行政界の修正 ・標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを（利用して解析し）、" 陰影 " の色表記に変えている） ・標高データを使って氾濫解析（シミュレーション）
実質的に異なる表記に変更していない場合の例
・電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加（注記（地名）・行政界を除く） ・地理院タイルを複製、注記を削除（削除のみは該当しない） ・基盤地図情報（基本項目等）の単なる地図出力